

### 令和4年度実施 協働事業提案制度の 提案を追加募集

市と一緒にやりたい事業の提案を募集します。詳細は募集要項をご覧ください。

■事前相談期間 5月9日(月)～6月17日(金)  
■提案書提出期間 5月9日(月)～6月24日(金)

■応募できる団体 市内に活動拠点を持つ5人以上で構成された市民活動団体等

■対象事業 10月～令和5年3月までに実施する公共的な課題を解決する事業(市の補助は50万円まで希望できます)

■審査方法 書類審査、公開プレゼンテーション・ヒアリング審査

■募集要項配布場所等 5月2日から、コミュニティ文化課(市役所第二庁舎4階)、市民協働支援センター準備室、市ホームページ

■他事前相談が必須のため、初めに市民協働支援センター準備室で予約してください

■問事前相談について 市民協働支援センター準備室(☎042-385-7767)、制度について 市民協働支援センター準備室(☎042-387-9992)

### 児童発達支援センター運営協議会委員選任結果

公募委員選考基準等により、次の公募市民の方を委員に選任しました。

▽岩田和香さん、高階美羽さん、門林裕之さん  
問 自立生活支援課障害福祉係 (☎042-387-99848)

### 除草剤の過度な使用は控えましょう

市では、除草剤を「市の施設および公共の場所では使用しない」という自主規制の方針を決定し、実施しています。

市販の除草剤は、国が農薬取締法に基づき安全性を確認し、登録を認めたものです

が、除草剤を過度にまくことによる土壌・地下水の汚染や、生物への影響などが心配されています。

やむをえず除草剤を使用する際は、適切な方法で使用し、過度な使用は控えてください。ご理解・ご協力をお願いします。

問 環境政策課環境係 (☎042-387-99817)

### 下水道施設の調査および清掃を実施

市内の一部地域の下水道管の調査と雨水ますの清掃を実施します。

作業員は、市が発行する身分証明書を携帯し、腕章を着用しています。ご理解・ご協力をお願いします。

■作業期間 5月～令和5年2月  
問 下水道課工務維持係 (☎042-387-99856)

### 軽自動車税の減免 該当する方は申請を

身体・知的・精神障がいのある方またはこれらの方と生計を同じくする方が軽自動車等を所有し、その車が障がいのある方のために使われているときは、軽自動車税が減免

される場合があります。昨年減免を受けられた方は、納税通知書に同封する案内をご確認ください。なお、申請には納税義務者の方のマインバーの記入が必要となります。

また、生活扶助を受けている方が所有または使用し、関係官庁の証明を受けたとき、または災害により多大な損害を被った場合等には軽自動車税の減免を受けられることがあります。

なお、納税通知書は5月11日(水)に発送します。

■申請期限 5月31日(火)  
■申請書類等 納税通知書、身体障害者手帳等、運転免許証、マイナンバーカードまたは通知カード

問 市民税課諸税係 (☎042-387-99820)

### 国民健康保険 こんなときは届け出を

国民健康保険に加入したとき

国民健康保険に加入したとき、14日以内に喪失の届け出が必要になります。

本人または世帯主の方は、職場の健康保険証と国民健康保険証の両方を持って届け出をしてください。

また、休日窓口でも手続きができますので、ご利用ください。

なお、郵送でも届け出ができますので、職場の保険証の写しと国民健康保険証の両方を郵送してください。

■交通事故や傷害事件に遭ったとき

交通事故や傷害事件など、第三者(加害者)の行為によってけがをしたときに、国民健康保険で治療を受ける場合は、「第三者行為による傷病届」を提出してください。

(用紙は市ホームページからダウンロードできます)

国民健康保険で治療を受けると、市が医療機関へ治療費の7割(高齢受給者証をお持ちの方は、7・8割)を一時的に立て替え、届け出をもとに被害者の方に代わって市が後日、加害者に請求します。

加害者不明の場合なども、届け出てください。

ただし、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませた場合は、申請を済ませないでください。

問 国民健康保険課 (☎042-387-99820)

## 市職員人事

4月1日付・( )内は旧職名

【部長職】

▽庁舎建設等担当部長(生涯学習部長) 藤本裕

▽生涯学習部長(企画財政部企画政策課長) 梅原啓太郎(昇任)

【課長職】

▽企画財政部企画政策課長(福祉保健部新型コロナウイルス感染症対策担当課長) 堤直規

▽企画財政部自治体DX推進担当課長(子ども家庭部子育て支援課長) 富田絵実

▽企画財政部男女共同参画担当課長兼男女共同参画室長(教育委員会図書館長) 渡辺 暁

せたりすると、その事故について国民健康保険が使えなくなる場合があります。示談の前にご連絡ください。

■必要書類等 国民健康保険証、印鑑、交通事故証明書等

問 保険年金課国民健康保険係 (〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎2階☎042-387-99833)

### 新築・建て替え等をしたときは住所付定の手続きを

家を新築、建て替えをした場合は、建物に住居番号(○番○号)を付定しますので、必ず届け出てください。住所付定には1週間ほどかかりま

問 市民税課市民係(市役所第二庁舎1階☎042-387-99800)

す。アパート、マンションなどは、名称の届け出も必要になります。また、名称や部屋番号を変更した場合も同様です。

また、増改築をした方も、出入口などの変更によって住居番号が変わる場合がありますので、お知らせください。

住居表示板(住所の番号)が破損してお困りの場合、無料で作成しますので、ご連絡ください。

問 市民税課市民係(市役所第二庁舎1階☎042-387-99800)

### 不用品交換コーナー

資源の節約、ごみの減量のため、家庭で使用しなくなった不用品を紹介するコーナーを設置しています。

問 対象品 家具、電気製品、一般機器、幼児用品などで破損していないもの

問 利用方法 直接、経済課(市役所第二庁舎4階)へお申し込みください。登録カードを不用品交換コーナーに掲示して紹介します

(掲示は4か月間)。当事者間で直接交渉し、必ず交渉結果をご連絡ください

問 市内在住の方に限ります 問 経済課消費生活係 (☎042-387-99831)

